2018.02.23

会員の皆様、こんにちは。

平昌オリンピックの応援に、連日日本列島が湧いています。今回のオリンピックのメダルの数は、長野オリンピックの 10 個を上回り日本人選手の著しい活躍に、勇気と活力を貰っています。平昌オリンピック・パラリンピックが終われば、次はいよいよ 2020 年 東京オリンピック・パラリンピックの夏季大会が開催されます。

本日は、オリンピック週間にちなんで「2020年東京オリパラに向けて」がテーマです。東京オリパラに向け、訪日外国人旅行者を増やし迎え入れる基盤整備が進んでいます。是非ご一読ください。

石田まさひろ政策研究会

## 2020年東京オリパラに向けて

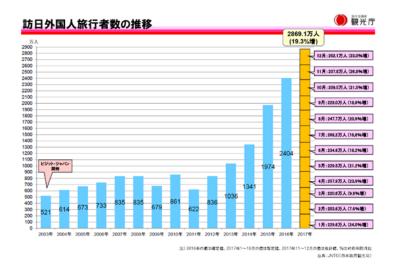
■ 2020年に向けた準備は既にスタート

平昌オリンピック・パラリンピック開催中です。オリンピックでは目の離せない熱戦が連日繰り広げられています。そして次は、いよいよ2020年夏の東京オリパラです。世界最大の祭典を成功させるため、関係各所で様々な準備が始まっています。

2020年に向けた取組にも関連して、2つの法案が国会に提出されています。1つは、財務省所管の「国際観光旅客税法案」(旅客税法案)、もう1つは、国土交通省(観光庁)所管の「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案」(国際観光推進法案)です。

#### ■ 訪日観光客の増加と日本経済の成長

政府が2016年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人、



2030 年までに 6,000 万人にするなどの目標を掲げています。日本を訪れる外国人旅行者数は近年急速に伸びていますが、2017 年の 2,869 万人を 2020 年に 4,000 万人にするためには大幅な増加が必要です。訪日外国人旅行消費額も大幅に増加しており、2017年は過去最高の 4 兆 4,161 億円となりました。消費額の政府目標は 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円であり、これを実現できれば、日本経済の成長にも大きく寄与してくれるはずです。

### 2017年の訪日外国人旅行消費額(速報)について



- 2017年の訪日外国人旅行消費額は、前年比17.8%増の4兆4,161億円となり、過去最高となった。1人当たり旅行支出は前年比1.3%減の15万3,921円となった。
- 2017年第4四半期(10-12月期)の訪日外国人の旅行消費額は<u>前年同期比27.8%増の1兆1,400億円</u>、 1人当たり旅行支出は<u>前年同期比3.4%増の15万2,119円</u>となった。





注)2016年までは確報値。2017年は速報値につき、今後数値が更新される可能性がある。

#### ■ 安定したインバウンドを確保するために

ご紹介した2つの法案は、訪日外国人旅行者数や消費額の増加といった政府の目標を達成するために必要な施策を推進するものです。旅客税法案では、新たに国際観光旅客税を創設し、この税収入を国際観光推進法案で規定する諸施策の財源にするというものです。この法案から、2020年東京オリンピック・パラリンピックの前に観光施策を着実に実施しようという政府の意気込みが感じられます。

国際観光旅客税は、航空機や船舶で出国する外国人や日本人の観光客やビジネスマンに対して、出国1回につき1,000円を課税するものです。こうして集められた税収は、国際観光推進法案で新たに規定する施策に充てることになります。

2018 年度一般会計予算では、最新技術を活 用した顔認証ゲートや税関検査場電子化ゲー トの整備等によって出入国手続の体制を強化 するために20億円を計上しており、独立行政 法人国際観光振興機構(JNTO)サイト等を活 用したデジタルマーケティングを実践するた めの経費として 13 億円を計上するなどしてい ます。出入国手続のために長時間待たされては、 日本を訪れたいという気持ちが薄れてしまう かもしれません。また、日本のことをより深く 知ってもらえば、外国人が日本を訪れるきっか けになるのではないでしょうか。政府が目標と する 2020 年には東京オリンピック・パラリ ンピックが開催され、多くの外国人が日本を訪 れることでしょう。他方で、旅客増を一時的な ものとせず、安定的なインバウンドを確保でき るのか、2021 年以降の動向が注目されます。

著者:YS

# Seki-snin 石心 石田まさひろ政策研究会メールマガジン

vol. 027

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。 ご意見は info@masahiro-ishida.jp までお寄せください。 【配信停止・設定変更】 本メールサービスの解除を希望する方は、石田まさひろ政策研究会までご連絡ください。

【配信元】 石田まさひろ政策研究会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-1-1

Copyright© Masahiro ISHIDA all Rights Reserved ---掲載記事の無断転載を禁じます---